

恵庭市水道事業給水条例新旧対照表（抄）＜第5条関係＞

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 <u>補則(第43条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、恵庭市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定める_____ことを目的とする。</p> <p>（給水区域）</p> <p>第2条 給水区域は、<u>恵庭市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第14号)第2条第2項</u>に定める区域とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 <u>布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準(第43条～第45条)</u></p> <p>第8章 <u>補則(第46条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、恵庭市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて<u>布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めること</u>を目的とする。</p> <p>（給水区域）</p> <p>第2条 給水区域は、<u>恵庭市公営企業の設置等に関する条例(昭和42年条例第14号)第3条第2項</u>に定める区域とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各</p>

現行	改正案
<p>号に定めるところによる。</p> <p>(1) 管理者 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、<u>水道事業</u>の管理者の権限を行う者</p> <p>(2) 給水装置 需用者に水を供給するため、<u>市</u>の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>第 2 章 給水装置の工事及び費用</p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。)第 4 条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第 4 条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p>	<p>号に定めるところによる。</p> <p>(1) 管理者 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、<u>公営企業</u>の管理者の権限を行う者</p> <p>(2) 給水装置 需用者に水を供給するため、<u>　　</u>施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>第 2 章 給水装置の工事及び費用</p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。)第 5 条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第 5 条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>第 8 条～第 14 条 (略)</p> <p>第 3 章 給水</p> <p>第 15 条～第 17 条 (略)</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第 18 条 次の各号の<u>一</u>に_____該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 前項の保管者は、<u>善良な管理をする者の注意をもって</u>メーターを_____管理しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p>	<p>第 8 条～第 14 条 (略)</p> <p>第 3 章 給水</p> <p>第 15 条～第 17 条 (略)</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第 18 条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 前項の保管者は、_____メーターを<u>適正に</u>管理しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p>

現行	改正案
<p>第 21 条 水道使用者等は、次の各号の<u>一</u>に _____ 該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の<u>一</u>に _____ 該当するときは、<u>すみやかに</u>管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第 23 条 水道使用者等は、<u>善良な管理をする者の注意をもって</u>、水が汚染し<u>又は</u>漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 4 章 料金及び手数料</p> <p>第 25 条～第 27 条 (略)</p> <p>(使用水量及び用途の認定)</p>	<p>第 21 条 水道使用者等は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、<u>速やかに</u>管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第 23 条 水道使用者等は _____、水が汚染し、<u>又は</u>漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 4 章 料金及び手数料</p> <p>第 25 条～第 27 条 (略)</p> <p>(使用水量及び用途の認定)</p>

現行	改正案
<p>第 28 条 管理者は、次の各号の<u>一</u>に _____ 該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第 29 条～第 33 条 (略)</p> <p>第 5 章 管理</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 35 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第 4 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第 36 条 管理者は、次の各号の<u>一</u>に _____ 該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p>	<p>第 28 条 管理者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第 29 条～第 33 条 (略)</p> <p>第 5 章 管理</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 35 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第 36 条 管理者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第 37 条 管理者は、次の各号の<u>一</u>に_____該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第 39 条 市長は、次の各号の<u>一</u>に_____該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>第 6 章 貯水槽水道</p> <p>第 41 条～第 42 条 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第 37 条 管理者は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第 39 条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>第 6 章 貯水槽水道</p> <p>第 41 条～第 42 条 (略)</p> <p>第 7 章 <u>布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技</u></p>

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>術管理者の資格基準</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(布設工事監督者を配置する工事)</u></p> <p><u>第 43 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。</u></p> <p><u>(1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</u></p> <p><u>(2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(布設工事監督者の資格)</u></p> <p><u>第 44 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<b>1 年以上</b>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程</u></p>

現行	改正案
	<p><u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<b>2年以上</b>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<b>3年以上</b>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<b>5年以上</b>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u><b>7年以上</b>水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第 1 号又は第 2 号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第 1 号の卒業者にあつては<b>1年以上</b>、第 2 号の卒業者にあつては<b>2年以上</b>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課</u></p>



現行	改正案
	<p><u>程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(水道技術管理者の資格)</u></p> <p><u>第 45 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p><u>(2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校の卒業者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校の卒業者については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校の卒業者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

現行	改正案
<p data-bbox="235 1123 481 1203">第7章 補則 第43条 (略)</p>	<p data-bbox="1131 328 1930 408">(3) <u>10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p data-bbox="1131 424 1930 727">(4) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p data-bbox="1131 743 1930 967">(5) <u>外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p data-bbox="1131 983 1930 1062">(6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p data-bbox="1108 1123 1355 1203">第8章 補則 第46条 (略)</p>